電事連会長 定例会見要旨 (2016年2月19日)

電事連会長の八木でございます。よろしくお願いいたします。本日は、「電気事業低炭素社会協議会の設立」、「再処理等拠出金法案および再エネ特措法改正案の閣議決定」の2点について申し上げます。

1. 電気事業低炭素社会協議会の設立

最初に、「電気事業低炭素社会協議会の設立」について申し上げます。 お手許にお配りいたしましたプレス文をご覧いただきたいと思います。

昨年7月に、2030年度におけるエネルギーミックスが決定されたことを受けて、電事連加盟10社ならびに電源開発、日本原子力発電と特定規模電気事業者有志は、低炭素社会実現に向けた自主的枠組みを構築するとともに、電気事業における低炭素社会実行計画を策定し、CO2削減目標を設定いたしました。

その後、目標達成のための具体的な組織形態や規約などについて検討を続けてまいりましたが、電気事業全体で実効性のある地球温暖化対策を推進することを目的に、今月8日に「電気事業低炭素社会協議会」を設立いたしました。

今年4月から電力小売全面自由化が開始される中、それぞれ立場の異なる各社が、共同で地球温暖化対策の目標を掲げ、その目標の達成に向けて取り組む仕組みを構築できたことは、大変意義のあるものと考えております。

このたび設立いたしました協議会では、会員事業者がそれぞれの事業形態に応じて策定・実施する取り組みを支援してまいります。

また、各社が自らの計画に基づき、責任を持って PDCA サイクルを推進するとともに、協議会としても、毎年、各社の取り組み状況を確認・評

価してまいります。そして、必要に応じて個社の取り組み計画の変更を求めるなど、協議会全体でも PDCA サイクルを推進することにより、目標達成に向けた取り組みの実効性を高めてまいります。

私どもといたしましては、本協議会での取り組みを通じて、低炭素社会 実行計画で掲げた目標の確実な達成を目指してまいりたいと考えており ます。

なお、現在、国においては、私ども電気事業者による取り組みに加え、 省エネルギー法のルール見直しによる「発電効率の向上」と、エネルギー 供給構造高度化法のルール見直しによる「販売する電気の低炭素化」が検 討されておりますが、それぞれに対する私どもの考えを申し上げます。

まず、「省エネルギー法のルール見直し」についてでありますが、この度の見直しでは、火力発電設備を新設する際の発電効率の基準に加え、発電所の運転時の効率を評価するベンチマーク指標として、「火力発電効率44.3%以上」という基準が示されております。これは、一定量のLNG火力の稼働を前提にしなければ達成できない基準であり、それぞれ電源構成の異なる各社に一律にこの基準が適応されるのは、大変厳しいものと受け止めております。

今回、事業者の省エネの取り組みの評価にあたっては、共同での取り組みを勘案するとの考え方も示されており、事業者の自主性を尊重いただけるという点では大変ありがたい事でありますが、ベンチマーク指標は2030年度のエネルギーミックスと整合するように設定された、大変厳しい基準であることに変わりはありません。

私どもは、既存設備を利用する中でも、適切なメンテナンスや設備の改造、運用の改善など熱効率改善に向けて最大限の努力をしております。評価にあたっては、数値目標達成の有無だけではなく、このような熱効率改善に向けた各社の取り組みなどについても勘案いただきたいと考えてお

ります。

次に、「エネルギー供給構造高度化法によるルール見直し」についてでありますが、先ほど申し上げました通り、私どもは、「電気事業低炭素社会協議会」を設立し、エネルギーミックスの実現を前提に、電気事業全体で CO2 削減目標の達成に向けて取り組んでいるところであります。

今回の見直しにあたっては、事業者の自主性を尊重するとともに、

「2030年度における非化石電源比率 44%以上」という目標を我が国全体で達成することが重要であるとの観点から、共同達成も認めるとの方向性が示されております。

こうした方向性に基づき、まずは私どもの自主性を尊重いただき、事業 者の取り組みを見守っていただきたいと考えております。

また、この度の目標は大変野心的なものであり、私ども事業者も精一杯努力してまいりますが、国民負担と両立した形での再生可能エネルギーの導入や、原子力に対する国民理解の醸成、原子力事業環境の整備など、国による施策が非常に重要になるものと考えております。

国におかれましては、ぜひ、こうした施策を力強く進めていただきたいと考えております。

2. 再処理等拠出金法案および再エネ特措法改正案の閣議決定

続きまして、今月 5 日と 9 日にそれぞれ閣議決定されました、「再処理 等拠出金法案」および「再エネ特措法改正案」について申し上げます。

まず、「再処理等拠出金法案」についてでありますが、このたび閣議決定された法案は、昨年7月からの原子力事業環境整備検討専門ワーキンググループでの議論に沿ったものであり、電力システム改革に伴う競争の進展や、原子力依存度低下などの新たな事業環境下においても再処理事業な

どを着実に実施するために、「事業に必要な資金の安定的な確保のために 拠出金制度を創設すること」、「再処理事業などが着実かつ効率的に実施さ れるための体制整備として認可法人を創設すること」などがその内容であ ります。

このたびの法案では、認可法人が使用済燃料の再処理などを日本原燃に 委託できることとなっており、日本原燃に集積された技術・人材・設備な どを最大限活用することが可能となっております。

私どもといたしましては、共同事業である日本原燃の事業が着実に実施できるよう、新たな制度措置の下でも引き続き、支援・協力を行い、日本原燃とともに原子燃料サイクルを推進していく所存であります。

次に、「再エネ特措法改正案」についてでありますが、今回の改正案は、 再生可能エネルギーの最大限導入と国民負担の抑制の両立を図るため、 「新たな認定制度の創設」や、「買取価格の決定方法の見直し」、「再生 可能エネルギーの買取義務者の見直し」などの措置を講ずるものでありま す。

私どもといたしましては、この度の法改正により、再生可能エネルギー間のバランスにも配慮しながら、着実に導入していくことができる制度に見直されることが重要であると考えております。

また、再生可能エネルギーの導入量拡大には国民負担を伴うことから、 国民の皆さまのご理解をいただきながら、時間軸を持って進めていく必要 があることに加え、電力以外のエネルギー源との負担の公平性のあり方や、 系統安定化費用の負担のあり方についても、引き続き、ご検討いただきた いと考えております。

なお、法改正に伴う詳細制度設計にあたりましては、私どもも、引き続き、積極的に協力してまいりますが、制度の運用に関わる実務面につきま

しても、十分に配慮いただきたいと考えております。

本日、私からは以上です。

以上